

回覧

千葉県都市計画区域マスタープランに対する意見等を募集します！

千葉県では、人口減少や超高齢化等の社会情勢の変化に対応し、千葉県が定める都市計画の基本方針である「都市計画区域マスタープラン（以下、「県区域マスタープラン」と言う。）」の見直しを進めています。

これは、町で平成24年度から策定を進めている「一宮町都市計画マスタープラン（以下、「町マスタープラン」と言う。）」の上位計画となるもので、平成16年2月に作られてから10年が経過しています。

県区域マスタープラン見直しは、平成26年度から具体的な市町村別の原案作成を開始し、県庁内関係機関の調整を経て、今回、町民からの意見等を募集することとなりましたので、ご協力お願いします。

* 町マスタープランについては、1月29日の一宮町都市計画審議会において承認され、策定されました。

貴重なご意見やご提言を賜りました町民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、4月の回覧で、各戸にリーフレットを配布する予定です。

○県区域マスタープラン見直し内容

県のマスタープラン見直しです。（町のマスタープランではありません。）

見直し完了時期：平成27年度

1. 見直しの指針（別添資料1のとおり）

○目標年次：平成37年（10年後）

○対象市町村：49市町村（都市計画決定市町村全て）

なお、意見募集等は、各市町村ごとに実施します。

○前回決定（当初）：平成16年2月10日

（一宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 HP 参照）

計画書↓

http://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/toshikeikaku/documents/kuiki_master_honbun_itinomiya_1_1.pdf

方針図↓

http://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/toshikeikaku/documents/kuiki_master_zu_itinomiya_1_1.pdf

2. 見直しのポイント

○千葉県全体

- ・人口減少等に対応した集約型都市づくり
- ・広域道路ネットワークの整備に伴うインターチェンジ周辺等への産業誘致による雇用創出、定住促進
- ・災害に強いまちづくり
- ・低炭素社会の構築や自然環境に配慮したまちづくり など

○一宮都市計画

- ・安全・安心なまちづくり
- ・都市の低炭素化とコンパクトな集約型都市構造の形成
- ・長期未着手都市計画道路の見直し検討 など

3. 見直し概要

（1）見直しの理由

平成23年度の都市計画基礎調査の結果等に基づき、将来人口の見通しや高齢化の進展等、社会経済情勢の変化などの状況、さらに、「都市計画見直しの基本方針」の「都市づくりの基本的な方向」等を踏まえて、都市計画の目標、主要な都市計画の決定の方針等に関連する変更を行うものである。

一方、前回決定以降の一宮町総合計画の変更、一宮町都市計画マスタープラン等の策定、都市計画の変更、土地利用の動向や都市施設の整備状況等の動きを踏まえ、変更を行うとともに、平成18年5月の都市計画法の改正等を踏まえ、必要な事項を適切に位置付けるものとする。

(2) 主な見直しの概要

①都市計画の目標

○基本理念

「安全・安心していつまでも暮らし続けられる都市防災力の形成」を追加

○市街地像

「都市の低炭素に資するコンパクトな集約型都市構造を形成する。」を追加

②主要な都市計画の決定の方針

○「都市づくりの基本方針」を追加し、以下の方針を記載

- ・集約型都市構造に関する方針
- ・広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針
- ・都市の防災及び減災に関する方針
- ・低炭素型都市づくりに関する方針

○土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・町役場及び周辺地区を「交通利便性の高い～複合交通施設」の配置を削除し、「情報サービス機能や防災機能を強化する」に変更

○特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針に以下の方針を追加

- ・居住環境の改善又は維持に関する方針
- ・秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

○交通施設の都市計画の決定の方針

- ・公共交通環境の維持・改善において、「バスルートの再構築」を「デマンド交通の拡充」に変更
- ・道路の配置の方針及び方針図で、「都市計画道路3・4・3号線」及び「都市計画道路3・4・6号線」を削除

○下水道及び河川の都市計画の決定の方針

- ・河川の基本方針で、「津波に対応した施設整備を推進する。」を追加
- ・下水道の整備水準の目標で、「衛生的な住環境・市街地環境の向上を図る。なお、汚水処理施設については、千葉県全県域汚水処理適正化構想に基づき施設の整備を進める。」を追加

○その他の都市施設の都市計画の決定の方針

- ・配置の方針で、「ごみ焼却場」及び「汚水処理場」を追加し、「おおむね10年以内に整備を予定する施設」として「汚水処理場（長生郡市広域市町村圏組合 汚水再生処理センター）」を追加する。

○市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・「上総一ノ宮駅東口地区」を削除
- ・役場周辺地区を「～防災性の向上、居住環境の改善を図っていくために必要に応じて適切な市街地開発事業により市街地の形成を図る。」に変更

○主な緑地の配置の方針

- ・防災系統のうち、「海岸部一帯」で「海岸保全区域の指定により高潮等の防止対策や台風及び津波など災害にも強い海岸県有保安林の整備・育成を図る。」を追加

なお、見直しの原案については、町ホームページ又は、事業課
窓口で閲覧出来ます。

(一宮町 HP>まちづくり・経済>町の計画>都市計画について参照)

<http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/machizukuri/207/216/3.html>

4. 意見応募方法

意見を応募される方は、お手数ですが下記によりご応募ください。

■応募対象

千葉県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）のうち、一宮都市計画原案に対する意見等

■意見募集期間

平成27年3月18日（水）～平成27年3月31日（火）

■閲覧方法

町ホームページ又は事業課窓口

■応募対象者

町内に在住又は就業している方

■応募方法

応募される方は、規定の様式に記入のうえ応募してください。

なお、規定様式は、町のホームページ又は事業課窓口に用意しております。

■応募先

○電子メールの場合

toshi@town.ichinomiya.chiba.jp

○ファクシミリの場合

FAX (40) 1075

○持参する場合

一宮町役場 2階 事業課都市計画グループ

○郵送の場合

〒299-4396

一宮町一宮 2457番地

事業課都市計画グループ宛

■ご意見などの取り扱い

- ・いただいたご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・いただいたご意見は類似のご意見とこれに対する町の考え方を取りまとめたうえ、お知らせする予定です。
- ・電話でのご意見の受付、回答はいたしません。
- ・ご意見の内容以外（住所・氏名・電話番号など）は公表しません。
- ・提出していただいたご意見の原稿は返却しません。

【お問合わせ及び提出先】

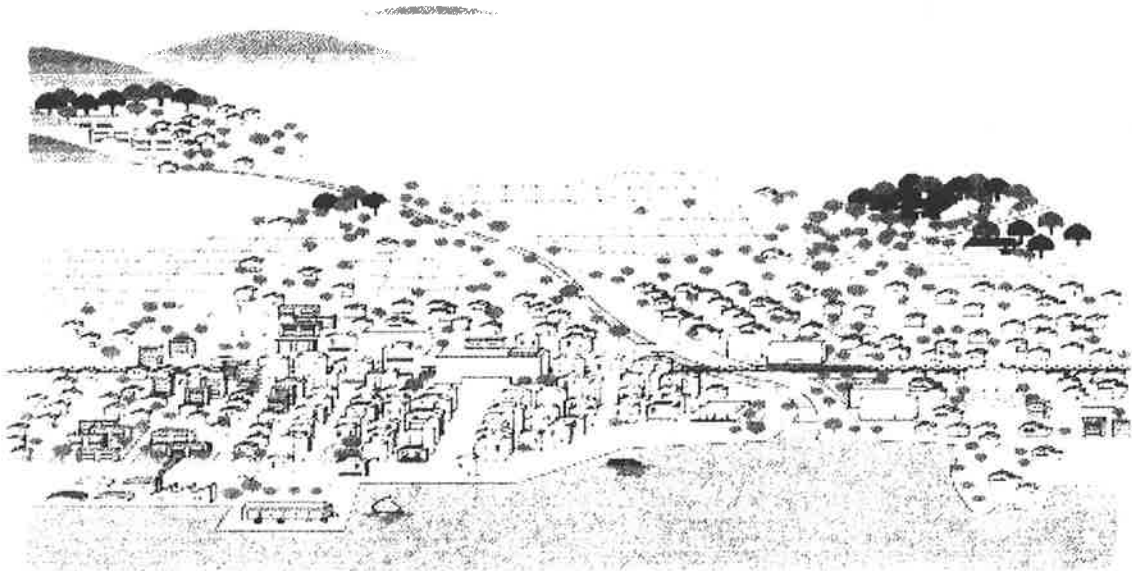
〒299-4396

一宮町一宮 2457番地

一宮町役場 事業課 都市計画グループ

電話 0475(42)1430 Fax 0475(40)1075

E-mail toshi@town.ichinomiya.chiba.jp



都市計画見直しの基本方針（概要）

見直しの主な背景

①人口減少・超高齢化

- ・県人口は、H23 年以降減少局面となっている
- ・人口が減少する見込みとなる初めての都市計画見直し（目標年次：H37）
- ・H37 年には人口の 8 割が高齢者となる見込み（高齢者数は、H22～37 までの 15 年間で 45 万人増加し、177 万人となる見込み）

② 圏央道等の広域道路ネットワークの整備の進展

- ・圏央道東金 JCT～木更津東 IC H25.4 開通
- ・圏央道稲敷 IC～神崎 IC H26.4 開通
- ・圏央道神崎 IC～犬伏 JCT H26 年度開通予定
- ・外環道松戸小山～市川高谷 H29 年度開通予定

③ 安全・安心への要請

- ・東日本大震災、記録的な大雨や台風等による災害の発生
- ・首都圏下型、南海トラフ巨大地震への備え
- ・県政に関する世論調査・要望第 1 位「災害から県民を守る」（H25 年度）

④ 豊かな自然の継承と環境保全

- ・豊かな自然環境を保全し景観に配慮した、緑や農と共生したまちづくりが必要
- ・低炭素社会に資する太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を促進

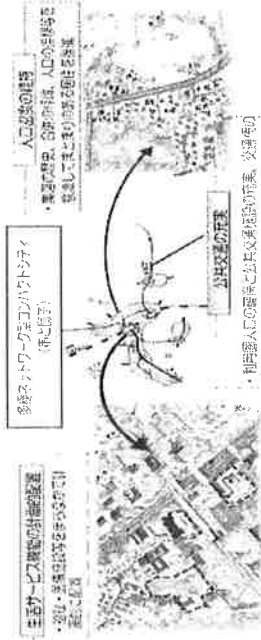
見直しの背景などの社会経済情勢や市街地の変化に対応

都市づくりの基本的な方向

① 人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街

駅周辺や地域拠点への居住や公共施設等の生活に必要な施設の集積を図り、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造

多様なネットワークを構築し、人と人のつながりを促進し、生活の利便性を向上させる。また、公共交通機関の活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを実現する。



コンパクトな集約型都市構造のイメージ

② 圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化される街

広域道路ネットワーク（圏央道、外環道、北千葉道路等）のインターチェンジ周辺等にふさわしい新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進による地域の活性化

圏央道等の広域道路ネットワークの整備により、圏央道、外環道、北千葉道路等のインターチェンジ周辺等にふさわしい新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進による地域の活性化を図る。



広域道路ネットワークを活かした物流・業務施設等のイメージ

③ 人々が安心して住み、災害に強い街

ハード・ソフト両面から防災・減災施策を推進し、オープンスペースや避難路の確保など安全性、防災力を向上させた都市の形成

ハード・ソフト両面から防災・減災施策を推進し、オープンスペースや避難路の確保など安全性、防災力を向上させた都市の形成を図る。



様々な災害に対応するためのオープンスペースとなる防災公園のイメージ

④ 豊かな自然を継承し、持続可能な街

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくり



太陽光発電や身近な自然環境の創出等による持続可能なまちづくりのイメージ

都市計画の見直し

目標年次及び将来人口フレーム

- 目標年次 平成 37 年（西暦 2025 年）
- 対象都市計画区域 51 区域（36 市 11 町 1 村）
- 将来人口フレーム（平成 37 年） 県総人口 617 万 2 千人
区域区分のある 22 区域 528 万 4 千人（24 市 2 町）

都市計画見直しの基本方針

